

平成31年度税制改正に関する意見 概要

基本的な考え方

<新たなビジネスモデルに挑戦する中小企業を後押しする成長戦略・税制が必要>

- 第4次産業革命の進展、雇用システムの変革（働き方改革）など、大きな社会変化が起きつつある中、わが国経済が持続的に成長するためには、多様性・柔軟性・機動性を有する中小企業が、イノベーションの担い手として、新たなビジネスモデルにチャレンジすることが重要
- 今後5～10年間で団塊世代経営者が大量引退期を迎える中で、世代交代により、新たなビジネスを生み出す意欲ある経営者の活躍を促すまたとない機会が到来
- 国は、この機会を逃すことなく、創業・成長・事業承継といった企業のライフサイクルの各局面で、中小企業の自由闊達な活動を促し、その活力を最大限引き出す観点から税制を整備すべき

<国民の将来不安を解消する税制と社会保障制度の一体的な改革の実行>

- 「人口急減・超高齢化社会」という構造的課題によって、国民や企業は将来に不安を感じ、このことが、消費マインドの低下や投資抑制の一因になっている
- 社会保障給付の重点化・効率化、待機児童対策も含めた少子化対策など、資源配分を高齢者から若年層に移行する社会保障制度改革を果敢に実行し、政策の重点を「現在の安心」から「将来の安心」へ大胆にシフトし、わが国の社会保障制度の持続可能性の確立と財政再建を図ることが必要
- 消費税率10%への引上げは、社会保障制度の持続性確保、少子化対策の充実・強化のために必要。国は、消費税率の引上げに対する国民の理解を深めるための広報を強化するとともに、中小企業の価格転嫁や、耐久消費財を中心とした需要変動の平準化対策等、税率引上げに向けた経済環境を整備すべき

I. 中小企業の新たな挑戦を後押しし、成長を促す税制の実現

<「生産性革命」実現に向けた税制措置の拡充>

- 設備投資減税（中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制）は延長のうえ、中小企業の成長を後押しする観点から拡充すべき
 - ・ 経営者の設備投資判断を強力に後押しする即時償却措置の継続
 - ・ 新たな需要に対応するための工場増設や、働き方改革に資する事務所や福利厚生施設の整備等に必要な建物等の対象化、長時間労働の是正に向けたインセンティブ措置の創設
- 中小企業における資金繰り等、経営の実態を踏まえた減価償却資産の償却方法の見直し（定率法の適用対象の拡大、耐用年数の短縮 等）
- 中小法人の軽減税率は、財務基盤の強化のため、税率15%を維持したうえで延長すべき

<中小・中堅企業のイノベーション・新事業展開を後押しする税制措置の拡充>

- 中小・中堅企業の新事業展開を後押しする研究開発税制の延長・拡充
 - ・ 人件費計上に係る「専従要件」の大胆な緩和（概算比率での計上等）等制度の簡素化
 - ・ 税額控除率（最大17%）の維持、税額控除上限の引上げによるインセンティブ強化
 - ・ 企業間・大学等との連携を後押しするオープンイノベーション型の拡充
- 新規創業促進ならびにベンチャーを後押しする税制措置
 - ・ 創業後5年間の法人税・社会保険料の減免措置、欠損金の繰越控除期間の無期限化等
 - ・ ベンチャー投資促進税制の延長、企業からの直接投資の適用化
- 役員給与の全額損金算入の実現および業績連動給与の中小企業への適用拡大が必要

II. 消費税率引上げ、軽減税率導入に向けた課題

<消費税率引上げに向けた経済環境の整備および円滑な価格転嫁の実現>

- 需要変動の平準化対策を講じるに際しては、中小企業の円滑な価格転嫁との両立が大前提
 - ・ 価格は需要のみならず、賃上げや設備投資の原資となる利益の確保、ブランディング等様々な要素を踏まえて、事業者が戦略的に設定するもの
 - ・ 国が価格のみに着目し、セールを慫慂すれば、価格競争が激化し、納入業者へのコスト低減圧力が増大。立場の弱い中小企業の価格転嫁が一層困難に
 - ・ 事業者は、単純な価格競争回避のため、付加価値の高い商品等の提供に腐心。民間や地域の需要獲得に向けた創意工夫を後押しする施策が必要
 - ・ 「消費税は価格に転嫁されるもの」であることを消費者や事業者へ強力な広報の展開とあわせて、消費税転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い転嫁対策を推進すべき
 - ・ 「消費税還元セールの解禁」等、転嫁対策を後退させる消費税転嫁対策特別措置法の改正は不要

○外税表示に係る特例措置は恒久化すべき

- ・ 総額表示は、消費者に対して値上げした印象を強く与え、消費税の転嫁が困難になるケースがある
- ・ 軽減税率導入によって、価格が「一物二価」となる商品を扱う事業者は、消費者に対する価格のわかりやすさ、売上への影響等を勘案しながら、価格表示を検討することになる
- ・ 外税表示を恒久化し、事業者が自社にあった価格表示を選択できるようにすべき

○メリハリの利いた反動減対策が必要

- ・ 今回の税率引上げ幅は2%であり、前回（2014年）より引上げ幅が小さい。また、軽減税率によって食料品等は8%に据え置かれることを踏まえれば、駆け込み需要と反動減の規模は、前回引上げ時より小規模となる可能性がある
- ・ 需要変動の影響を受けやすい耐久消費財（住宅、自動車等）の需要喚起策を講じるとともに、地方・小都市の活性化や中小企業の経営力強化等に資する施策の充実・強化を図るべき

<軽減税率制度の導入について>

○軽減税率制度の導入はゼロベースで見直すべき

- ・ 軽減税率制度の導入は、社会保障財源を毀損すること、中小企業に過度な事務負担を強いること等から、いまだに事業者から反対の声が根強く、ゼロベースで見直すべき

○軽減税率制度導入に向けた課題

- ・ 2019年10月の軽減税率制度導入まで1年余りとなる中で、8割の中小企業が準備に取り掛かっていない状況。混乱なく軽減税率制度を導入するため、まずは国による徹底的な広報（メディア、インターネットを含む）により事業者の準備を促す等、早急な対応が必要
- ・ 対象品目や価格表示等について、消費者や取引先からのクレームが想定されることから、国は丁寧かつわかりやすい広報を徹底し、過度に事業者に説明責任を負わせるべきではない

<適格請求書等保存方式（インボイス制度）は廃止を含め、慎重に検討すべき>

- ・ 2023年10月から導入予定の適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、飲食料品を取り扱う事業者のみならず、全ての事業者に対して、経理・納税方法の変更を強いるとともに、500万者を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがあるなど、影響は極めて広範囲にわたる
- ・ 既にインボイス制度を採用しているEUにおいて、インボイスに対応するためのコンプライアンスコストの重さが指摘されている一方で、わが国は、帳簿および請求書等保存方式により、所得課税と消費税の計算を一体的に行える仕組みが定着
- ・ インボイス制度の導入については、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべき

Ⅲ. 事業承継の円滑化に向けた税制措置

○個人事業主の事業承継に対する支援措置

- 青色申告を選択し、個人資産と事業用資産を区分している個人事業者を対象に、民法上の特例措置（遺留分減殺請求リスクの軽減等）や、事業用の建物等の贈与税・相続税の軽減措置の検討

○分散した株式の集約促進のための税制措置等

- 同族判定の範囲（6親等内の血族（はとこ）、3親等内の姻族（配偶者の甥・姪））の縮小
- 特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りを認めるべき
- 自社株買取時のみなし配当課税およびみなし贈与課税等の適用停止

○取引相場のない株式の評価方法における当面の改善点

- 純資産価額方式における資産、負債の評価について、以下の措置を認めるべき
 - 地価上昇により業績に関わらず自社株評価が上昇。会社保有の土地への評価減が必要
 - 負債の範囲を見直し、退職給与引当金、賞与引当金を含めるべき

○事業承継税制の改善

- 都道府県・税務署への提出書類の簡素化、書類提出の不備等に対する宥恕規定の明確化
- 一般事業承継税制を利用して自社株式を生前贈与した場合、相続発生時に追加で税負担が生じることから、特例事業承継税制への切り替えを認めるべき
- 特例事業承継税制の適用対象拡大を踏まえた承継円滑化法に基づく民法特例措置（自社株等についての遺留分に関する合意）の対象の見直し

○従業員承継等の事業継続を目的としたM&Aを後押しするインセンティブ税制の拡充

- 後継者難による廃業を防止するため、事業承継ファンドの出資者・投資先企業に対する税制優遇、譲渡所得税の特別控除特例等、M&Aを後押しするインセンティブ措置を拡充すべき

○事業承継に伴い、経営者個人が保有する事業用資産を会社へ売却する際に発生する登録免許税、不動産取得税、譲渡所得税の減免

○担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し

Ⅳ. 中小企業の経営基盤強化に資する税制措置

<中小・中堅企業の活力強化を促す税制措置>

○新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税の廃止

○印紙税の速やかな廃止

○企業の前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税の廃止

<中小企業の経営基盤を毀損する税制措置への反対>

○中小企業税制は、中小企業の特性に着目し、成長戦略と一体となった税制が必要

- 中小企業税制は、一律に大企業やグローバル標準で比較するのではなく、中小企業の特性に着目し、中小企業の活力を強化する観点から、成長戦略と一体で検討すべき
- 内部留保（利益剰余金）は、借入金の返済や次の投資の源泉。借り入れによる資金調達が中心で、経営者個人の信用力に依存する中小企業にとって、自己資本の充実は必要不可欠

○外形標準課税の中小企業への適用拡大は、賃上げや地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対

○中小企業の経営の安定性を損なうことから、欠損金繰越控除は制限すべきではない

○自己資本の充実を抑制し、企業の成長を阻害する留保金課税の中小法人への適用拡大は断固反対

○減価償却制度の定額法への統一は、手元のキャッシュが減少し、設備投資意欲を減退させ、政府が掲げる「生産性革命」にも逆行するため反対

Ⅴ. 内需拡大・地域活性化に資する税制措置

<地方創生の取り組みに資する税制措置>

○地域未来投資促進税制等の設備投資を促す税制措置の拡充・延長

○防災・減災に係る税制措置の創設

- 建物・設備の耐震措置や防災設備等の導入、地域的な分散化を図るための設備・施設の設置等に係る設備投資減税の創設、固定資産税・都市計画税の減免 等

○空き地・空き店舗の利活用促進に資する税制措置

- 所有者不明土地の利活用促進のための税制措置の創設
- 空き地・空き店舗を利活用した所有者に対する固定資産税の減免措置の創設

○地域活性化に資する寄附金の損金算入限度額の拡充

<民間投資や消費を喚起し、内需拡大・地域活性化に資する税制措置>

○都市再生促進税制および市街地再開発事業等に係る特例の延長

○内需拡大に資する不動産税制の延長

- 土地の売買等に係る登録免許税の特例、住宅の買取再販・サービス付き高齢者向け住宅に係る特例、Jリート等の不動産取得税および登録免許税の特例の延長・拡充 等

○自動車関係諸税の簡素化・負担軽減

- 自動車税の税率引下げ、自動車重量税の将来的廃止 等

○教育資金の一括贈与に係る非課税制度の延長

<女性の活躍促進・子育て世代支援の強化>

○社会保険料負担の発生により手取収入が急激に減少する不合理（130万円の壁等）の解消

○高齢者の応能負担割合を高める観点から、公的年金等控除の見直しを検討するとともに、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設等子育て世代への支援の拡充

○企業主導型保育事業に係る税制上の支援措置（固定資産税の減免等）の延長

○事業主拠出金の安易な用途拡大や料率引上げは行うべきではない

- 本来、子育て支援のための財源は、社会全体で子育てを支えるとともに、安定的な財源確保のため、税による恒久財源で措置すべき

<納税環境整備・納税協力負担の軽減>

○行政の効率化、中小企業の納税協力負担の軽減による社会全体での生産性向上

- e-TaxとeLTAXの統合・連携強化による申告・納税手続きのワンストップ化の推進、民間ソフトウェアとの連携強化
- 従業員の給与に係る納税、社会保険、労働保険に係る事務手続きのワンストップ化
- 地方自治体の税務事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の実現
- 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等の統一

○事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対